

指定工事店などに対する処分の基準を設けました

- 下水道に接続するための排水設備の設置については、適正かつ円滑に行えるよう、下水道条例など関係法令に従って、市が指定する工事店が行い、また、資格を有する責任技術者によって設計から施工まで監理されることになっています。
- 今回、違反行為を未然に防止し、市民の皆さまに円滑に下水道をご利用いただくことを目的として、新たに『行橋市下水道排水設備指定工事店等に対する処分の基準等に関する規程』を制定しました。
- 下水道指定工事店や責任技術者の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、今後も引き続き工事や事務手続きの適正化に努めていただくとともに、手続き等については今一度ご確認をしていただきますようお願いいたします。

■違反行為と処分等の内容

『行橋市下水道条例』や『行橋市下水道排水設備指定工事店規程』に規定されている責務・遵守事項を守らなかった場合などを違反行為として処分等の対象としており、違反行為の回数や程度に応じ、口頭注意または文書警告による「指導」から停止や取消までの「処分」が適用されます。

指導	口頭注意	違反行為のあった指定工事店等に対し、再び違反行為を行わないよう口頭で注意を与えること。
	文書警告	条例に違反した行為のあった指定工事店等が再び違反行為を行った場合において、「処分」を行うことを文書で警告すること。
処分	停止	指定工事店の指定の効力停止 責任技術者の登録の効力停止
	取消し	指定工事店の指定の取消し 責任技術者の登録の取消し

たとえば…

- ☞ 無届工事（排水設備等確認申請書の提出前に工事に着手）をした場合
- ☞ 入居者による排水設備の使用が開始された後に完了届を提出した場合



※ただし、処分の適用においては、意見陳述のための手続き（聴聞または弁明の機会の付与）を執った後に行います。

Q：農業集落排水の排水設備工事も対象となりますか？

A：指定工事店等に対する規程であるため、対象となります。

Q：違反行為の回数の考え方を教えてください。

A：同じ区分に該当する違反行為をカウントします。
したがって異なる区分に該当する違反行為等は別カウントとなり、通算されません。

Q：処分等には有効期間がありますか？

A：口頭注意、文書警告、取消しについては、一定の期間内（指定・登録期間の範囲内）で有効となり、停止については、1年を超えない範囲内で有効となります。

行橋市ホームページ
排水設備工事については
こちらをご覧ください。



行橋市役所 下水道課
行橋市中央一丁目1番1号
TEL 0930-25-1111
FAX 0930-25-5340